

大阪市阿倍野区と学校法人大阪キリスト教学院との包括連携に関する協定書

大阪市阿倍野区（以下、「甲」という。）と学校法人大阪キリスト教学院（以下、「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が包括的な連携のもと、双方の持つ知的・人的・物的資源を有効活用することにより、地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる分野について、連携・協力するものとする。

- （1）防災に関すること
- （2）防犯・交通安全に関すること
- （3）子ども・子育て支援に関すること
- （4）福祉・健康づくりに関すること
- （5）地域コミュニティの活性化・まちづくりに関すること
- （6）地域の人材育成に関すること
- （7）その他両者が必要と認める事項に関すること

（連携期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、甲と乙のいずれからも改廃の申し入れがない場合は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（協議）

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及びその他必要な事項については、甲と乙が協議して別に定めるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成30年3月11日

大阪市阿倍野区
阿倍野区長

佐田 啓行

学校法人大阪キリスト教学院
理事長

正田 浩三